

電 気 供 給 約 款

[高圧・特別高圧]

2019年4月16日実施

関西エネルギーパワー株式会社
(小売電気事業者登録番号 A0371)

目次

第1章 総則	1
第1条（適用）.....	1
第2条（定義）.....	1
第3条（単位及び端数処理）.....	2
第4条（計量に関する取扱い）.....	2
第2章 契約の成立	3
第6条（電気需給契約の申込み）.....	3
第7条（契約の要件）.....	3
第8条（電気需給契約の成立）.....	4
第9条（契約期間）.....	4
第10条（契約保証金）.....	4
第11条（需要場所）.....	4
第12条（需給地点）.....	5
第13条（供給電圧、供給電気方式、周波数）.....	5
第14条（契約電力）.....	5
第3章 契約種別及び電気料金	5
第15条（契約種別）.....	5
第16条（電気料金）.....	6
第17条（電気料金の算定期間）.....	6
第18条（日割計算）.....	6
第19条（基本料金）.....	6
第20条（電力量料金）.....	6
第21条（予備送電サービス料金）.....	7
第22条（自家発補給電力料金）.....	7
第23条（契約超過金）.....	8
第24条（電気料金等の支払方法）.....	9
第25条（電気料金の改定）.....	10
第4章 電気の使用及び供給	10
第26条（電気を受給に関する権利義務）.....	10
第27条（電気の託送供給のための手続）.....	10
第28条（電気使用情報等の提供）.....	11
第29条（超過使用等に対する措置）.....	11
第30条（お客さまの協力）.....	11
第31条（電気供給の停止）.....	11
第32条（給電指令に基づく措置）.....	12
第5章 保安及び工事	12
第33条（契約受電設備の設置及び工事）.....	12
第34条（当社が負担する工事費の請求）.....	13

第 6 章 損害賠償	13
第 35 条（一般の損害賠償）	13
第 36 条（設備損傷等に対する損害賠償）	13
第 37 条（免責）	13
第 7 章 お客さま名義の変更	14
第 38 条（名義の変更）	14
第 8 章 契約の変更及び終了	14
第 39 条（契約の変更及び税率の変更）	14
第 40 条（契約の終了事由）	14
第 41 条（解約）	14
第 42 条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う料金の精算）	15
第 43 条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う工事費の精算）	15
第 44 条（契約解除）	15
第 45 条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）	16
第 46 条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）	16
第 48 条（電気需給契約終了後の債権債務関係）	17
第 9 章 反社会的勢力の排除	17
第 49 条（反社会的勢力の排除）	17
第 10 章 雑則	17
第 50 条（連絡体制）	17
第 51 条（秘密の保持）	17
第 52 条（管轄裁判所）	18
附則（実施）	19
附則（再生可能エネルギー発電促進賦課金）	20

第1章 総則

第1条（適用）

1. 小売電気事業者である関西エネルギーパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が、一般の電気需要者の高圧及び特別高圧の需要に応じて、電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この約款」といいます。）及び当社が電気需要者との間で締結する電気需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）によります。なお、電気需要者と当社との間の協議により、電気需給契約においてこの約款の規定を修正し、又はこの約款にない事項について定めることができます。
2. この約款及び電気需給契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者（この約款では第4項の各地域をそれぞれ管轄する一般送配電事業者を指し、以下「送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款又はこれらに準拠した約款類（以下、総称して「託送供給等約款等」といいます。）に従うものとします。
3. 電気需要者と当社の電気需給契約成立後、この約款が改定された場合は、改定の時より、改定後の約款が適用されるものとします。
4. この約款は、次の各地域に適用します。ただし、離島（電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるものに限り）は除きます。

【関東地域】

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

【中部地域】

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

【関西地域】

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

【中国地域】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

【四国地域】

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)

【九州地域】

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

第2条（定義）

この約款及び電気需給契約その他電気需要者と当社の間での契約で使用される用語は、それぞれ次の意味で使用します。ただし、以下に定めのない用語については、託送供給等約款等の定義によります。

- (1) 「お客さま」 当社と個別の電気需給契約（高圧又は特別高圧）を締結した電気需要者をいいます。
- (2) 「高圧」 標準電圧 6,000 ボルト（V）をいいます。
- (3) 「特別高圧」 標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (4) 「託送供給等約款」 お客さまの需要場所を管轄する送配電事業者が、電気需給契約締結時に実施している託送供給等約款をいいます。なお、送配電事業者が電気需給契約期間中に託送供給等約款を改定した場合には、改定された託送供給等約款に準拠するものとします。

- (5) 「契約負荷設備」 契約上使用できる負荷設備（電気を使用する負荷設備）をいいます。
- (6) 「契約受電設備」 契約上使用できる受電設備（キュービクル式高圧受電装置その他受電に必要な設備）をいいます。
- (7) 「供給開始日」 当社がお客さまへの電気供給を開始する日をいい、原則として、電気需給契約申込時に記載された日付とします。
- (8) 「契約電力」 お客さまが、当社より供給を受けることが可能な最大の電力（電圧と電流の積）をいいます。
- (9) 「使用電力量」 お客さまが当社から供給を受けて実際に使用した電力量（使用する電気の総量）であって、需要場所へ送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいいます。
- (10) 「最大需要電力」 お客さまの30分毎の平均使用電力値のうち、1月間で最も大きい値をいいます。
- (11) 「自家発補給電力」 お客さまが、当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、自家発電設備の検査、補修又は事故による不足電力の補給に充てるために、当社がお客さまに供給する電力をいいます。
- (12) 「予備送電サービス」 送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給に充てるため、お客さまが送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスをいいます。
- (13) 「燃料費調整額」 送配電事業者が火力発電用燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の調達コストの変動を電気料金に反映するために定めている燃料費調整制度における燃料費調整単価と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。
なお、算出に用いる燃料費調整単価は、月毎に変動するものであり、検針日の月の燃料費調整単価と同額の単価に基づき算出した金額をお支払いいただきます。
- (14) 「力率」 皮相電力（電源から送り出される電力）に対する有効電力（実際に消費される電力）の割合をいい、この約款及び電気需給契約では、需要場所ごとにその1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%）とします。
- (15) 「給電指令」 送配電事業者が託送供給等約款等に基づいて実施する、お客さまの電気の使用に関する指示（制限、全部又は一部中止）をいいます。
- (16) 「夏季」 毎年7月1日から9月30日の期間をいいます。
- (17) 「その他季」 毎年10月1日から翌年の6月30日の期間をいいます。

第3条（単位及び端数処理）

この約款及び電気需給契約において、電気料金その他お客さまにお支払いいただく金額を計算する場合の単位及びその端数処理の方法については、以下のとおりとします。

- (1) 電力の単位は、キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 電力量の単位は、キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 力率の単位は、パーセント（%）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、円とし、その端数は、切り捨てます。

第4条（計量に関する取扱い）

1. 使用電力量、最大需要電力及び力率は、原則として、送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された値とし、電力量は30分単位で計測するものとします。なお、使用電力量及び最大需要電力

について、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用いるものとします。ただし、別途損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用いるものとします。

2. 送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかったときは、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

第5条（お客さまへの通知）

1. この約款の改定により、お客さまに電気を供給するときの供給条件等に変更が生じる場合、当社は以下の通り、お客さまに通知します。
 - (1) 理由の如何を問わず、この約款を改定する場合、事前に、当社は当社ホームページで、改定事項及び改定後の約款を通知します。この通知をもって、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の交付書面及び電気事業法第2条の14に定める契約締結後の交付書面に替えさせていただきます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、この約款の改定が、実質的な変更を伴わず、形式的な変更にとどまる場合、当社は、事前に、当社のホームページで、変更事項の概要のみを通知するものとします。
2. この約款の改定以外の場合で、お客さまと当社間で締結済みの電気需給契約の内容に変更がある場合、当社は、事前に、書面又は電話により、電気事業法令上の供給条件の説明事項及び書面交付事項のうち、変更事項のみをお客さまに通知します。なお、電話で通知した場合、当社は遅滞なく変更事項を記載した書面を交付するものとします。

第2章 契約の成立

第6条（電気需給契約の申込み）

1. お客さまが当社との間で新たに電気の需給契約を希望される場合は、原則としてお客さまご本人から当社所定の様式によって以下の各事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

お客さまの情報、契約種別、需要場所、供給地点特定番号、契約負荷設備、契約受電設備、契約容量、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報

2. 契約負荷設備、契約受電設備、契約容量及び契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

第7条（契約の要件）

1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。
2. お客さまが電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
3. 前項の規定は、電気需給契約締結後、使用する電力量の変化その他事後的な要因によって措置が必要と

なった場合にも適用されるものとします。

第8条（電気需給契約の成立）

1. 電気需給契約は、お客さまが当社の示す供給条件を確認のうえ、当社に電気需給契約申込書を提出していただき、当社がその内容を受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の需給状況、送配電事業者の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、お客さまと当社の間で、電気の需要場所において電気設備の改修及び継続的な複合的省エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」といい、本契約に基づく電気供給が当該省エネルギーの構成要素になっているものを指します。）に関する契約を締結する場合、電気需給契約は、電気需給契約申込書の提出に替えて、当社と電気需給契約書を取り交わしていただくことにより成立するものとします。また、この場合、本条を除くこの約款の「電気需給契約申込書」という文言は、「電気需給契約書」と読み替えます。

第9条（契約期間）

1. 電気需給契約の契約期間は、電気需給契約の締結日から、供給開始日後1年を経過する日までとします。ただし、契約期間満了日の3か月前までに、第41条に定めるお客さまからの解約の申出その他の契約終了原因が発生しない限り、契約期間は自動的に同一条件で1年間延長されるものとし以後も同様とします。
2. ESCO サービスに関する契約を締結する場合、電気需給契約の締結日からESCO サービスの期間満了日までを電気需給契約の契約期間とし、ESCO サービス期間満了日以降については、前項ただし書の規定を準用します。

第10条（契約保証金）

1. 電気需給契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想電気料金の3か月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることがあります。
2. 電気需給契約の締結に際し、当社がお客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが当社に対してなすべき金銭債務の履行を遅延した場合には、当社は、お客さまに対し、前項に定める契約保証金を担保として預託するよう求めることがあります。
3. 予想電気料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの従前の契約の状況、契約負荷設備の負荷率、操業状況及び同一業種の負荷設備の負荷率を勘案して当社が算定するものとします。
4. 電気需給契約期間中及び電気需給契約が終了した時点において、お客さまが当社に対してなすべき金銭債務の履行を遅延し又は履行しないときは、当社は、お客さまから預託を受けた契約保証金を当該債務の弁済に充当することができます。
5. 電気需給契約が終了した時点において、お客さまに対して返還すべき契約保証金があるときは、当社は、契約期間満了後3か月以内に、契約保証金のうち前項の規定に基づきお客さまの債務の弁済として充当した金額を控除した金額をお客さまに無利息で返還します。

第11条（需要場所）

当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、原則として1構内（塀、柵その他の障壁により他と区画された領域）又は1建物を1需要場所とします。た

だし、複数の構内が隣接しており、送配電事業者及び当社が1需要場所と認める場合は、当該複数構内を1需要場所とします。

第12条（需給地点）

当社がお客さまに供給する電気の需給地点（電気の需給が行われる地点）については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、原則として送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備の接続点とします。

第13条（供給電圧、供給電気方式、周波数）

当社がお客さまに供給する電気の供給電圧については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、供給電気方式及び周波数については、原則として、交流三相3線式及び標準周波数50ヘルツ（関東地域）又は60ヘルツ（中部地域、関西地域、中国地域、四国地域、九州地域）とします。

第14条（契約電力）

1. 契約電力は、以下の区分に従って定めるものとし、具体的数値については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、
 - (1) 契約電力が500kW以上の場合、契約電力は、契約負荷設備及び契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めるものとし、（以下、契約電力500kW以上で契約するお客さまを「協議制のお客さま」といいます。）
 - (2) 契約電力が500kW未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月間における各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。（以下、契約電力500kW未満で契約するお客さまを「実量制のお客さま」といいます。）ただし、契約電力が500kW未満の需要として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が、契約期間中に500kW以上となる場合は、前号に基づき契約電力をすみやかに変更するものとし、それまでの間の契約電力は、本号によって定めるものとし、
2. 契約電力の区分にかかわらず、自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力と併用して電気が使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の使用期間中における30分単位の最大需要電力の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力の使用期間外における30分単位の最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
3. お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし、予備電力の申込み又は保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとし、また電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとし、
4. お客さまが、契約負荷設備及び契約受電設備を変更する場合は、あらかじめ当社に申し出るものとし、

第3章 契約種別及び電気料金

第15条（契約種別）

契約種別については、電気需給契約申込書によるものとし、

第 16 条（電気料金）

お客さまが当社にお支払いいただく電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額に、予備送電サービス料金、自家発補給電力料金（いずれも契約をされている場合のみ）及び附則に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を加算又は減算した金額とします。

第 17 条（電気料金の算定期間）

1. 電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの検針期間を「1 か月」として算定します。ただし、検針日以外の日から電気の供給を開始した場合、検針期間の途中で電気の休止、停止若しくは再開する場合又は検針期間の途中で電気の供給が終了した場合は、第 18 条（日割計算）の定めるところに従い、算定します。
2. 前項の検針日は、送配電事業者の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

第 18 条（日割計算）

電気料金の算定期間が1月でない場合は、以下の各号により求められる金額とします。

- (1) 電気需給契約、自家発補給電力契約の基本料金及び予備送電サービス料金：以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額とします。

- ① 供給開始日が検針日でない場合

$$\frac{\text{供給開始日から初回の検針日の前日までの日数}}{\text{検針期間の日数}} \times (\text{基本料金又は予備送電サービス料金})$$

- ② 電気需給契約の終了日が検針日の前日でない場合

$$\frac{\text{最終の検針日から契約終了日までの日数}}{\text{検針期間の日数}} \times (\text{基本料金又は予備送電サービス料金})$$

- (2) 電気需給契約及び自家発補給電力契約の電力量料金、燃料費調整額並びに再生可能エネルギー賦課金：当社供給電力量に応じ、お支払いいただく料金額を算出します。

第 19 条（基本料金）

1. 電気需給契約の1月当たりの基本料金は、原則として、基本料金単価、契約電力及び力率から、以下の算定式により算定される金額とし、供給開始日以降適用します。ただし、マンション共用部に関する契約を除き、お客さまが全く電気を使用しない月の基本料金は半額とします。

$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}}{100}\right)$$

2. お客さまの需要場所の負荷の力率が、85%を上回る月は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る月は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増しします。

第 20 条（電力量料金）

1月当たりの電力量料金は、電気を使用する期間及び日時ごとに定められた電力量料金単価と使用電力量の積とします。

第21条（予備送電サービス料金）

1月当たりの予備送電サービス料金は、予備送電サービス単価と契約電力の積（力率割引及び割増は適用されません。）とし、予備送電サービス単価については、予備送電サービス契約で定めるものとします。なお、当社は、お客様による予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、予備送電サービス料金を申し受けます。

第22条（自家発補給電力料金）

1. 1月あたりの自家発補給電力料金は、以下に定める自家発補給電力基本料金及び自家発補給電力量料金を合計したものとします。

2. 自家発補給電力基本料金については、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 自家発補給電力基本料金単価、自家発補給契約電力、力率及び不使用月係数から、以下の算定式により算定される金額とします。なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、前月における自家発補給電力の供給量をその期間における自家発補給電力の供給量とみなします。

① 自家発補給電力を使用した月の基本料金

$$= \text{自家発補給電力基本料金単価} \times \text{自家発補給契約電力} \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}}{100}\right)$$

② 自家発補給電力を使用しなかった月の基本料金

$$= \text{自家発補給電力基本料金単価} \times \text{自家発補給契約電力} \times \text{不使用月係数}$$

(2) 自家発補給契約電力は、お客様の発電設備容量を基準として、お客様と当社の協議で定めるものとします。ただし、お客様の自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給契約電力を上回ったときは、当社は、当該最大需要電力をもって自家発補給契約電力とすることができます。

(3) 自家発補給電力基本料金単価及び不使用月係数は、お客様との間で別途締結する自家発補給電力の使用に関する契約書に定める値とします。

3. 自家発補給電力量料金は、自家発補給電力量料金単価とその月の使用電力量の積とします。

4. 自家発補給電力の使用に当たっては、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) お客様が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむを得ない場合には、使用開始後速やかに当社に通知するものとします。

(2) 当社から常時供給を受ける電気の電力（以下「常時供給電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客様の最大需要電力が契約電力以下の場合は、前号にかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

5. 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 自家発補給電力の最大需要電力は、次の①又は②による場合を除き、原則として自家発補給契約電力をその1月の最大需要電力とします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月

の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

- ① 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)から(c)までによるものとします。

- (a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

- (b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

- (c) 超過の原因が明らかでない場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \frac{\text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力料金の契約電力}}{\text{常時供給電力の契約電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力}}$$

- ② 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなきときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

- (2) 自家発補給電力の使用電力量は、次の①から③までに従って算定します。

- ① 使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の各計量時間（30分）ごとに、基準電力に計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。

- ② ①に定める基準電力は、原則として、以下(a)から(c)までのいずれかのうちで、あらかじめお客さまと当社との協議で定めたものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

- (a) 自家発補給電力使用の前月又は前年同月における常時供給分の平均電力

- (b) 自家発補給電力使用の前3か月間における常時供給分の平均電力

- (c) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

- ③ ①及び②に従って算定された使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとし、超過分は常時供給電力により使用されたものとして扱います。

6. 自家発補給電力の使用に当たっては、お客さまの発電設備の定期検査・定期補修を行っていただくものとし、その実施については、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ時期を定め（できる限り夏季を避けるものとします。）、実施時期の1か月前に再協議を行ってその時期を確認した上で、お客さまから当社に対し、実施時期を書面により通知するものとします。なお、当社又は送配電事業者の電気の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまに協議を申し入れることがあります。

第23条（契約超過金）

協議制のお客さまについて、電気需給契約、自家発補給電力の使用に関する契約又は予備送電サービス契約に定める契約電力を超過して電気を使用した場合、当社はお客さまに対し、以下に定める契約超過金

を申し受けます。

(1) 常時供給電力及び自家発補給電力の超過

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}}{100}\right) \times 1.5$$

(2) 予備送電サービス電力の超過（予備送電サービス電力の契約電力が常時供給電力の契約電力と同じ値の場合は除きます。）

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times 1.5$$

第24条（電気料金等の支払方法）

1. 当社は、第17条に定める検針日の前日締めで、電気料金の算定期間の使用電力量を積算して本章各条の規定に従い算定した電気料金と併せて、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額（以下、総称して「電気料金等」といいます。）をお客さまに請求します。
2. 電気料金等の支払方法は、原則として、お客さまの検針日から10営業日以内に当社から送付される請求書に基づき、以下の(1)口座振替又は(2)クレジットカード払いのいずれか（原則として(1)口座振替になります。(3)口座振込は、現在、選択いただけません。）により支払うものとします。
 - (1) 口座振替（お客さまが電気料金等をお客さまの金融機関口座から当社が指定した金融機関口座へ毎月指定日に振り替える方法によるお支払い。振替手数料は当社が負担します。）
 - (2) クレジットカード払い（お客さまの取引先クレジットカード会社による立替え払いにより、クレジットカード会社の定める日に電気料金等を支払う方法。手数料等は発生しません。なお、クレジットカードのブランドによっては選択いただけない場合があります。また、理由の如何を問わず、クレジットカードによる支払いが不可能であると当社が判断した時点で、当社があらためて設定した支払期日までに(3)の口座振込によりお支払いいただきます。）
 - (3) 口座振込（当社が指定する日までに、お客さまが電気料金等を当社が指定した金融機関へ振り込む方法によるお支払い。振込みに要する手数料はお客さま負担となります。）※ 現在、口座振込は、支払方法として、選択いただけません。
3. 前項に定める支払方法による電気料金等のお支払については、次のいずれかの時点で当社に対する支払いがあったものとします。
 - (1) 口座振替 電気料金等が当社指定の金融機関口座へ振り替えられた時点
 - (2) クレジットカード払い 電気料金等がクレジットカード会社により当社指定の金融機関に払い込まれた時点
 - (3) 口座振込 電気料金等が当社指定の金融機関へ振り込まれた時点
4. 電気料金等の支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対し、支払期日（クレジットカード払いのお客さまについては、第2項第2号に定める口座振込の支払期日）の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。）の年率14.6%の遅延利息（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とし、1円未満の端数は切捨てとします。）の支払いを求めることがあります。また、この場合、請求にかかる事務手数料（督促費用）についても、当社所定の金額の支払いを求めることがあります。
5. お客さまは、第2項の規定に従い当社がお客さまに送付する請求書に記載された使用電力量及び電気料金等に関して異議がある場合には、請求書受領後10日以内に当社に対して書面で異議を申し立てること

ができます。当該異議が申し立てられたときは、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとします。

6. 当社は、お客さまとの電気需給契約における料金債権を、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社へ譲渡することがあります。この場合、譲渡を承諾いただくとともに、また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金の支払い条件及び支払い方法は、譲渡先の定めによるものとし、お客さまの電気料金等は譲渡先へお支払いいただきます。
7. お客さまから支払いのあった電気料金等は、支払義務の発生した順序で充当します。

第25条（電気料金の改定）

当社は、送配電事業者による託送供給等約款等の変更（燃料費調整単価の改正及びそれに基づく措置を含みます。）その他必要に応じて、電気料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな電気料金体系及びその適用開始日（以下「新料金体系適用開始日」といいます。）を、原則として、新料金体系適用開始日の2か月以上前に、書面その他適切な方法で通知します。
- (2) お客さまは、新たな電気料金体系について異議がある場合又はそれを承諾しない場合は、適用開始日の14営業日前までに、当社に対し協議を申し入れること又は書面による通知で電気需給契約を解除することができます。電気需給契約を解除する場合、電気需給契約は、その条項にかかわらず、新料金体系適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による解除の場合は、お客さま及び当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償（第41条第3項に定める金額を含みます。）及び補償義務等を負わないものとします。
- (3) 前号に定める期限までに、お客さまから協議の申入れ又は解除の通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金体系を承諾したものとみなし、新料金体系適用開始日より、新たな電気料金体系が適用されます。

第4章 電気の使用及び供給

第26条（電気の供給に関する権利義務）

1. お客さまは、供給開始日以降、この約款及び電気需給契約に定める範囲内で、当社から電気の供給を受け、需要場所で使用することができます。
2. 当社は、供給開始日以降、この約款及び電気需給契約に定める範囲内で、お客さまが需要場所で使用する電気を需給地点でお客さまに供給する義務を負います。
3. 当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になったときは、電気事業法の規定に基づき、送配電事業者がお客さまへの電気供給を行います。なお、送配電事業者による電気供給にあたり、お客さまは送配電事業者に対し最終保障供給を申し込んでいただくものとし、その場合の電気の供給条件は、送配電事業者の定める電気最終保障供給約款の規定によります。

第27条（電気の託送供給のための手続）

お客さまは、託送供給等約款等の規定に従い、送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じ、送配電事業者との間で給電申合書等を締結するものとします。

第 28 条（電気使用情報等の提供）

当社はお客さまに対し、必要に応じ、お客さまが過去に使用した電気の実績その他の情報の提供を求めることができます。

第 29 条（超過使用等に対する措置）

契約内容に対する電気使用が不相当であると認められる場合（協議制のお客さまについて、契約電力又は予備送電サービス電力を超過して電気を使用した場合を含みます。）は、当社はお客さまに対し、契約内容を適正に変更するための協議を申し入れることができます。

第 30 条（お客さまの協力）

1. 当社は、以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員（当社の指定する業者の作業員を含みます。）をお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせ、又は、送配電事業者若しくは送配電事業者の指定する第三者にお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。お客さまは、当社から立入りの要請を受けた場合、正当な理由がない限り立入りを拒否することは、できないものとします。
 - (1) 需要場所内に当社又は送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修又は検査
 - (2) お客さまによる不正な電気の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
 - (3) 計量値の確認
 - (4) 第 31 条（電気供給の停止）又は第 32 条（給電指令に基づく措置）の実施に当たり必要な措置
 - (5) その他、電気需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は当社若しくは送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務
2. 需要場所の負荷の力率を原則として85%以上に保持していただくとともに、軽負荷時には進み力率とならないように努めていただきます。
3. 技術上必要がある場合、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。
4. お客さまによる電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨げ、若しくは妨げるおそれがある場合、又は送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に設置していただくものとし、特に必要がある場合には、当社は、お客さまの負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置していただくことがあります。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他、本項各号に準ずる場合

第 31 条（電気供給の停止）

1. お客さまが、次のいずれかに該当し、当社又は送配電事業者がお客さまに対して期限を定めてその状態の是正を求めたにもかかわらず、当該期限内に是正が行われなときは、当社はお客さまへの電気供給の停止を送配電事業者に依頼し、又は送配電事業者はお客さまへの電気供給を停止することがあります。

- (1) お客様の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じているとき
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の供給設備又は電気を使用したとき
 - (3) 託送供給等約款等に定められている需要者としての要件を欠くに至ったとき
 - (4) 前各号に定めるほか、この約款、電気需給契約及び託送供給等約款等上の電気需要者としての義務に違反したとき
2. お客様が次のいずれかに該当するときは、当社はお客さまへの電気供給の停止を送配電事業者に依頼し、又は送配電事業者はお客さまへの電気供給を停止することがあります。
- (1) お客様の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要するとき
 - (2) お客様の責めに帰すべき事由により、需要場所内の送配電事業者の電気工作物を滅失又は損傷して、送配電事業者に重大な損害を与えたとき
 - (3) 当社の書面による事前の承諾なくして、送配電事業者の電線路又は引き込み線とお客さまの電気設備との接続を行ったとき
3. 前2項の規定に基づき、お客さまに対する電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して履行すべき債務を履行したときは、当社は、送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電気の供給を再開するものとします。

第32条（給電指令に基づく措置）

1. 当社は、次のいずれかにより送配電事業者から給電指令を受けたときは、お客さまへの電気の供給を中止し、又はお客さまの電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。なおこの場合、緊急時等のやむを得ない場合を除き、当社はお客さまに事前に通知するものとします。
- (1) お客様又は送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、又は故障を生ずるおそれがあるとき
 - (2) お客様又は送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事止むを得ないとき
 - (3) 電気の需給上やむを得ないとき
 - (4) 天災地変等のとき
 - (5) その他保安上の必要があるとき
2. 当社は、前項に定めるお客さまへの措置を行うにあたり、その原因が前項の第1号、第2号又は第5号による場合（お客さまの責めによる場合を除きます。）、その月又は翌月の電気料金において以下に定める割引を行います。
- (1) 協議制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引又は割増後）を対象として、その1月中の制限し、又は中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引を行います。
 - (2) 実量制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引又は割増後）を対象として、その1月中の制限し、又は中止した延べ時間数1日ごとに4%の割引を行います。
 - (3) 前2号における延べ日数及び延べ時間数は、送配電事業者から当社へ通知されたものとします。

第5章 保安及び工事

第33条（契約受電設備の設置及び工事）

契約受電設備の設置及び工事については、お客さまの費用負担により行うものとします。

第 34 条（当社が負担する工事費の請求）

以下の各号に該当するときは、当社はお客さまに対し、当社が送配電事業者から負担を求められた工事費を申し受けます。

- (1) お客さまによる新たな電気の使用に伴う送配電事業者の供給設備の設置工事について、当社が、送配電事業者から当該工事費の負担を求められたとき
- (2) お客さまの契約電力の増加により、当社が送配電事業者から料金、工事費等の精算又は工事費等の費用負担を求められたとき
- (3) お客さまが送配電事業者の設備の設置位置の変更その他当該設備にかかわる工事等を送配電事業者に依頼し、当社が送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められたとき
- (4) お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、再度お客さまの都合により当該変更済みの契約電力を再度変更し、又は当初の契約電力に戻したとき

第 6 章 損害賠償

第 35 条（一般の損害賠償）

1. お客さま及び当社は、自己の責めに帰すべき事由により、供給停止、給電指令、供給開始の遅延、供給開始前の解約又は変更、その他電気需給における支障が生じたときは、相手方の被った損害を賠償するものとします。なお、本項の規定は、当該損害発生が送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合は適用されません。
2. お客さまが電気工作物の改変等によって当社又は送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、当社又は送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額（この約款及び電気需給契約に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額）の 3 倍に相当する金額を申し受けることがあります。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。
3. お客さまが、前項と同様の方法により、送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れたことにより、当社が送配電事業者から違約金等の支払いを請求され、又は送配電事業者の被った損害を賠償した場合は、前項の規定を準用します。

第 36 条（設備損傷等に対する損害賠償）

お客さまの責めに帰すべき事由により、需要場所内に設置された送配電事業者又は当社の電気工作物、電気機器その他の設備を滅失又は損傷したときは、当社はお客さまに対し、送配電事業者の当該設備について当社が送配電事業者から賠償請求を受けた金額又は当社の当該設備の滅失又は損傷による当社の損害の相当額の賠償を請求することがあります。

第 37 条（免責）

1. お客さまが、自己の責めに帰すべき事由により、電気の供給を停止若しくは電気の使用を制限され（中止を含みます。）、又は電気需給契約を解除されたときは、当社はお客さまの受けた損害に対して賠償の責めを負いません。

2. 当社の責めに帰すべき事由により、お客さまが、電気の供給を停止若しくは電気の使用を制限（中止を含みます。）されたときは、当社は、第19条第1項に定める基本料金の1か月分を上限として、お客さまに対し賠償する責任を負います。ただし、当社はお客さまに対し、間接損害又は得べかりし利益等についてお客さまに賠償する責任を負いません。
3. 前2項に定めるほか、お客さま又は当社のいずれの責めに帰さない事由によって電気需給契約の履行が不可能となったときは、お客さま及び当社は、相手方に対し損害賠償責任を負いません。

第7章 お客さま名義の変更

第38条（名義の変更）

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合（契約電力その他の供給条件に変更がない場合に限り）は、お客さまは、名義変更の手続により、その地位を新たなお客さまに移転することができます。

第8章 契約の変更及び終了

第39条（契約の変更及び税率の変更）

お客さま及び当社は、電気需給契約の締結後、社会経済情勢の変動、天変地異、法令の制定改廃その他対外的な事情の著しい変化により、電気需給契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議の上、書面により電気需給契約の全部又は一部を変更することができます。

2. 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、電気需給契約における消費税等相当額の金額は、電気需給契約申込書の記載にかかわらず、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改められるものとします。その場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改められるものとします。

第40条（契約の終了事由）

電気需給契約は、契約期間の満了又は契約の解約若しくは解除により終了します。

第41条（解約）

1. お客さまが、供給開始日又は契約電力増加日から1年を経過する日以降に電気需給契約を解約する場合は、解約を希望する日の3か月前までに、当社指定の様式により、当社に対し解約の通知を行うものとします。
2. お客さまは、供給開始日又は契約電力変更日から1年に満たない期間は、原則として電気需給契約の解約及び契約電力の減少をすることができません。ただし、電気需給契約の解約についてやむを得ないと当社が認める場合は、この限りではありません。この場合も、解約を希望する日の3か月前までに当社に対し解約の通知を行うものとします。
3. お客さまが、前項ただし書きの規定に基づき、供給開始日又は契約電力の増加日から1年に満たない期間に電気需給契約を解約又は契約電力を減少する場合は、当社が電気需給契約の履行及び解約に要する設備費用及び工事費用等の実費に加え、当社に対し、以下の算定式により算出される金額を支払うものとし

ます。

$$\begin{aligned} \text{支払金額} &= \text{〔契約期間満了日までの基本料金（支払済みのものを除く）〕} \\ &+ \text{〔供給開始日又は契約電力増加日から解約日までの1日当たり平均使用電力量} \\ &\times \text{電力量料金単価の最大値} \times \text{（解約日の翌日から従前の契約期間満了日の前日までの日数）〕} \end{aligned}$$

4. 前各項の規定にかかわらず、お客さまと当社の間で ESCO サービスに関する契約を締結する場合は、当該 ESCO サービスの期間中、原則として電気需給契約のみを解約することはできません。ただし、電気需給契約の解約についてやむを得ないと当社が認める場合は、電気需給契約書に定める供給開始日から1年を経過する日をもって、電気需給契約のみを解約することができます。なお、この場合、当社はお客さまに対し、前項に定める金額に加え、所定の解約手数料を申し受けます。

第42条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う料金の精算）

お客さまが契約電力を新たに設定又は増加して、1年を経過する前に電気需給契約が終了する場合又はお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、当該送配電事業者から料金の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし、災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第43条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う工事費の精算）

お客さまが電気の使用を開始され、1年を経過する前に契約電力の変更又は電気需給契約が終了する場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、送配電事業者から工事費の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第44条（契約解除）

1. お客さま及び当社は、以下の各号に該当したときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
 - (1) 第25条第2号に定める電気料金改定に関する協議が不調に終わったとき
 - (2) 第29条（超過使用に対する措置）に定める協議が不調に終わったとき
 - (3) 自己の責に帰さない事由によって電気需給契約の履行が不可能となったとき
 - (4) 相手方が、取引に伴う金員の支払い等を停止したとき、若しくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (5) 相手方が、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、又は民事再生、破産、特別清算又は会社更生等の申立があったとき
 - (6) 相手方が、営業の廃止、解散の決議を行い、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (7) 第4号から第6号までに準ずる事態が発生したとき
2. 前項第1号から第3号までの規定により電気需給契約が解除されたときは、お客さま及び当社は、当該解除により被った損害の賠償（第41条第3項に定める金額を含みます。）を相手方に請求することができます。

ません。

第 45 条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）

1. 当社がこの約款又は電気需給契約の規定に違反し、お客さまが相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置をとらなかったとき（第 26 条第 3 項の規定によりお客さまへの電気供給が不可能になったときを含みます。）は、お客さまは当社への通知により電気需給契約を解除することができます。
2. 前項の規定により、電気需給契約が解除されたときは、当社は、当該解除により被った損害の賠償（第 41 条第 3 項に定める金額を含みます。）をお客さまに請求することができません。

第 46 条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）

1. お客さまが、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、15 日前までに書面で予告を通知した上で、お客さまとの電気需給契約を解除することができます。
 - (1) 支払期日を経過して電気料金等の支払いがないとき
 - (2) 第 10 条第 2 項に定める、契約期間中の契約保証金の預託を拒否したとき
 - (3) 第 14 条第 1 項第 2 号ただし書に定める、契約電力の変更を拒否したとき
 - (4) 第 29 条に定める、超過使用時の協議を正当な理由なく拒否したとき
 - (5) 第 30 条第 1 項各号に定める立入り（第 4 号に基づくものを除きます。）を、正当な理由なく拒否したとき
 - (6) 第 30 条第 4 項に定める設備類の設置又は変更を正当な理由なく拒否したとき
 - (7) 前各号に定めるほか、この約款、電気需給契約及び託送供給等約款等上の電気需要者としての義務に違反したとき
2. 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
 - (1) 第 30 条第 1 項各号に定める立入り（第 4 号に基づくもの）を正当な理由なく拒否したとき
 - (2) 第 49 条各号に定める表明保証に反していることが判明したとき
3. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。
4. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、当社は、当社が電気需給契約の履行及び解除のために要した設備費用及び工事費用等の実費に加え、契約期間のうち解除された期間の電気料金相当額として以下に定める違約金をお客さまに申し受けます。

$$\begin{aligned} \text{違約金} &= \text{〔契約期間満了までの基本料金（支払済みのものを除く）〕} \\ &+ \text{〔供給開始日又は契約電力変更日から解除日までの 1 日当たり平均使用電力量} \\ &\times \text{電力量料金単価の最大値} \times \text{（解除日の翌日から従前の契約期間満了日の前日までの日数）〕} \end{aligned}$$

第 47 条（期限の利益喪失）

お客さまが第 44 条及び第 46 条のいずれかの事由に該当し、当社が電気需給契約を解除する場合は、全ての電気料金等について、第 24 条（電気料金等の支払方法）第 2 項各号に定める支払期日にかかわらず、当社の請求に基づき、直ちにお支払いいただきます。

第 48 条（電気需給契約終了後の債権債務関係）

電気需給契約期間中に発生した電気料金その他お客さまと当社との債権債務関係は、電気需給契約の終了後も存続するものとします。

第 9 章 反社会的勢力の排除

第 49 条（反社会的勢力の排除）

お客さま及び当社は、以下の各号について表明し、保証します。

- (1) 自己又は自己の役員、重要な地位の使用人又はこれに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自ら、又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉、信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。
- (6) 相手方の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求しないこと。

第 10 章 雑則

第 50 条（連絡体制）

お客さま及び当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

第 51 条（秘密の保持）

1. お客さま及び当社は、電気需給契約及びそれに付随してお客さまと当社間で締結された契約（名称を問いません。）の存在及び内容並びに電気需給契約の履行に伴い知り得た相手方の情報（以下総称して「秘密情報」といいます。）に関し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示し、また漏洩しないものとします。ただし、以下の各号に該当するものは、秘密情報に含まれません。
 - (1) 相手方から開示された時点で既に公知であったもの
 - (2) 相手方から開示された時点で開示を受けた者が既に保有していたもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた者の秘密保持義務の違反によらずに公知になったもの
 - (4) 相手方から開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得した

もの

- (5) 開示を受けた情報によることなく、独自に開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合は、お客さまの名称、所在地、利用状況及び支払状況等の情報を必要な範囲で開示することがあります。
- (1) 電気需給契約の履行若しくは切替えに関連して、送配電事業者、電力広域的運営推進機関又は他の小売電気事業者に情報提供を行う必要がある場合
 - (2) 法令に基づき行政機関又は裁判所から開示命令を受けた場合
 - (3) お客さまが電気料金等を支払われず、当社が弁護士等に回収を委託する場合
3. 本条の規定は、電気需給契約終了後も、有効に存続します。

第 52 条（管轄裁判所）

お客さまと当社間のこの約款及び電気需給契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（実施）

この約款は、作成の日から実施します。

附則（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1月の使用電力量と再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の積とします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
2. 前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再エネ法第32条第5項の規定に基づき納付金単価を定める告示及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社はお客さまに対し、請求書への記載又は当社ホームページでの掲示その他適切な方法で再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお知らせします。
3. お客さまが、再エネ法第37条第1項の規定に基づく賦課金に係る特例の認定を受けた事業者である場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第1項にかかわらず、同項の規定により再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再エネ法第37条第3項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
4. お客さまが、再エネ法第37条第1項の規定による認定を受けた場合、又は第37条第5項若しくは第6項の規定により認定を取り消されたときは、速やかにその旨を当社に申し出ていただきます。